
鶴岡遺産＜食部門＞

認定ロゴ使用管理要綱

本要綱は、認定ロゴの使用申請・承認・管理及び取消し等に関し
必要な事項を定めるものです。
認定品の取扱店掲載（公式サイト掲載）の取扱いについても併せて定めます。

申請は、委員会が指定するオンライン申請フォーム（Google フォーム）
により行います。
「取扱店掲載」と「認定ロゴの使用」は、同一フォームで申請でき、
それぞれ別に承認します。

鶴岡遺産推進委員会

事務局：鶴岡商工会議所

令和 8 年 7 月 1 日 制定

この要綱は、「鶴岡遺産＜食部門＞」認定ロゴ（以下「認定ロゴ」という。）の使用について必要な事項を定めることにより、認定ロゴの適切な管理及び効果的な活用を図り、もって鶴岡遺産事業の趣旨を広く周知し、鶴岡の食文化遺産の保護・継承・発信に資することを目的とする。

第1条 （趣旨）

この要綱は、認定ロゴの使用申請、承認、管理及び取消し等に関し必要な事項を定めるとともに、認定品を取り扱う事業者の公式ウェブサイトへの掲載（取扱店掲載）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 （定義）

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「鶴岡遺産事業」とは、鶴岡市において、市民推薦に基づき食をはじめとする地域資源を選定し、これを次世代へ継承するための取組をいう。
- (2) 「認定品」とは、鶴岡遺産推進委員会が定める手続を経て「鶴岡遺産＜食部門＞」として認定された品目をいう。
- (3) 「認定ロゴ」とは、認定品の生産・提供・販売・PR等を使用するため、委員会が定めるシンボルマーク、文字及びこれらの組合せをいう。
- (4) 「会員事業者」とは、鶴岡商工会議所の会員である事業者をいう。
- (5) 「取扱店掲載」とは、認定品を販売し、又は提供する事業者の情報を、委員会が運営する公式ウェブサイトの認定品紹介ページに「買える店・食べられる店」として掲載することをいう。
- (6) 「使用者」とは、第6条の規定により認定ロゴの使用承認を受けた者をいう。
- (7) 「申請フォーム」とは、委員会が指定するオンラインの申請フォーム（Google フォーム）をいう。
- (8) 「委員会」とは、鶴岡遺産推進委員会をいい、その事務局は鶴岡商工会議所に置く。

第3条 （著作権等）

認定ロゴの著作権は、鶴岡商工会議所が有する。

- 2 認定ロゴの管理及び運用は、委員会が行う。
- 3 認定ロゴに関する商標その他の知的財産権についても、委員会が一元的に管理するものとする。

第4条 （使用できる者）

認定ロゴを使用することができる者は、原則として鶴岡商工会議所の会員事業者であって、認定品との明確な関係性を有し、次の各号のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 認定品の生産者（認定品を実際に生産し、又は製造する農業者、加工業者、酒蔵、菓子製造業者その他の製造業者）
 - (2) 認定品の提供者（認定品を料理又は飲食物として顧客に提供する飲食店、宿泊施設、料亭、カフェ等）
 - (3) 認定品の販売者（認定品を商品として販売する物販店、小売店、産直施設、土産物店、電子商取引事業者等）
 - (4) 認定品を活用した PR 又は情報発信を行う観光施設、観光協会、地域観光推進法人（DMO）、博物館・資料館、道の駅、自治体関連施設、教育機関、報道機関その他の団体・施設
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定ロゴの使用を承認しない。
- (1) 申請者が認定品との明確な関係性を有することを示せないとき。
 - (2) 認定品の取扱いを停止し、又は取扱比率が著しく低いとき。
 - (3) 過去に第10条の規定により使用承認を取り消された者であって、取消しの日から3年を経過しないとき。
- 3 委員会は、鶴岡商工会議所の会員事業者でない者であっても、鶴岡市と連携協定を締結する自治体・団体、鶴岡産の認定品原材料を継続的に取り扱う者その他委員会が特に認める者については、会員事業者に準じて取り扱うことができる。
- 4 個人が学術研究、報道、教育又は私的な感想の発信のために委員会公式素材を引用して使用する場合は、第5条の使用申請を要しない。ただし、第7条の遵守事項は適用する。

第5条 （使用申請）

認定ロゴを使用しようとする者は、あらかじめ申請フォームにより、使用しようとする認定ロゴの種類、使用媒体その他必要な事項を申請しなければならない。この場合において、使用しようとする認定ロゴのデザイン案及び認定品との関係性を示す資料を添付するものとする。

- 2 前項の申請は、原則として申請フォーム（電子的方法）によるものとする。ただし、申請者の事情によりこれが困難な場合は、使用申請書（様式第1号）を郵送その他の方法により提出することができる。
- 3 取扱店掲載と認定ロゴの使用は、同一の申請フォームで申請することができる。この場合において、取扱店掲載と認定ロゴの使用は、それぞれ別に承認するものとする。
- 4 申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに委員会委員長に届け出なければならない。

第6条 （使用承認）

委員会委員長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査に当たり、委員会委員長は、必要に応じて関係委員その他の有識者の意見を聴くことができる。
- 3 使用承認の有効期間は、承認の日から3年以内とし、承認時に委員会委員長が定める。
- 4 委員会は、使用承認後、使用可能な認定ロゴデータ一式を、事務局の電子メール（tsuruoka_heritage@trcci.or.jp）から申請担当者のメールアドレス宛に送信する方法により提供する。
- 5 使用承認を受けた者は、承認に際して条件が付された場合は、これを遵守しなければならない。

第6の2条 （取扱店掲載）

委員会は、認定品を販売し、又は提供する会員事業者から申請フォームによる取扱店掲載の申出があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該事業者の情報を公式ウェブサイトの認定品紹介ページに「買える店・食べられる店」として掲載するものとする。

- 2 取扱店掲載の申出に当たっては、申請者は、店名（掲載名）、所在地、電話番号、ウェブサイト・SNSのURLその他委員会が定める掲載情報及び位置情報（Google マップ）を公式

ウェブサイトに掲載することについて同意するものとする。

- 3 委員会は、取扱店掲載をしたときは、取扱店掲載承認通知書（様式第3号）により申請者に通知することができる。
- 4 掲載した情報に変更が生じたとき、又は認定品の取扱いを停止したときは、掲載を受けた者は速やかに事務局に届け出るものとし、委員会は掲載内容を変更し、又は掲載を取り下げるものとする。
- 5 取扱店掲載は、認定ロゴの使用承認とは別に行うものとし、取扱店掲載のみ、又は認定ロゴの使用のみを申請することができる。

第7条 （遵守事項）

使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認定ロゴは、その形状、色彩、構成及び比率を変更せず、別に定める「使用の手引き」に従って使用すること。
- (2) 認定ロゴを、認定品又はその関連事業に係る用途以外に使用しないこと。
- (3) 認定ロゴを第三者に転貸し、譲渡し、又は使用させないこと。また、委員会から提供されたロゴデータを第三者に複製・配布・転送しないこと。
- (4) 認定品の取扱状況に変更（取扱停止、店舗閉鎖、事業承継等）があったときは、速やかに委員会委員長に届け出ること。
- (5) 認定ロゴの使用に関連して苦情、紛争、誤認その他の問題が生じたときは、速やかに委員会委員長に報告し、その指示に従うこと。

第8条 （使用を承認しない場合）

委員会委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定ロゴの使用を承認しないものとする。

- (1) 申請者が第4条第1項各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するものと認められるとき。
- (3) 特定の政治的、思想的又は宗教的主張を表現したものに使用されると認められるとき。
- (4) 鶴岡市暴力団排除条例（平成24年鶴岡市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。

- (5) 認定ロゴを使用しようとする者固有の標章であるとの誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- (6) 鶴岡市、鶴岡食文化、鶴岡商工会議所又は鶴岡遺産の信用若しくは品位を害するおそれがあると認められるとき。
- (7) 鶴岡遺産事業の取組の意義を損ない、又は取組の正しい周知若しくは理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
- (8) 認定品以外の商品又はサービスの推奨・販促に使用され、認定品との誤認混同を生むおそれがあると認められるとき。
- (9) その他、委員会委員長が不適当であると認めたとき。

第9条 （変更承認）

使用者は、使用承認を受けた事項のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）により、あらかじめ委員会委員長の承認を受けなければならない。

- (1) 使用する認定ロゴの種類
- (2) 使用の目的、媒体又は期間
- (3) 認定品との関係性に関する事項

2 前項の変更承認の手続については、第5条及び第6条の規定を準用する。

第10条 （使用承認の取消し）

委員会委員長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 認定品が認定を取り消され、又は使用者が第4条の使用できる者に該当しなくなったとき。
- (4) 委員会の指導又は是正勧告に従わないとき。
- (5) その他、認定ロゴの使用を継続させることが不適当と認められるとき。

- 2 委員会委員長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用承認取消通知書（様式第 6 号）により当該使用者に通知する。
- 3 使用承認を取り消されたときは、使用者は、直ちに認定ロゴの使用を中止し、認定ロゴを表示した物品、媒体等から認定ロゴを除去するとともに、その対応状況を委員会委員長に報告しなければならない。
- 4 委員会委員長は、第 1 項の規定により使用承認を取り消したときは、その事実を必要に応じて公表することができる。

第 11 条 （使用継続）

使用承認の有効期間満了後も継続して認定ロゴを使用しようとする使用者は、有効期間満了の 2 か月前までに使用継続確認書（様式第 5 号）を委員会委員長に提出しなければならない。

- 2 前項の継続使用については、申請内容に重大な変更がない場合に限り、簡易な手続により承認することができる。

第 12 条 （報告）

使用者は、認定ロゴを使用した実績について、委員会委員長から報告を求められた場合は、速やかに使用実績報告書を提出しなければならない。

- 2 使用者は、認定ロゴを表示した媒体・物品の見本（写真又は現物）を委員会に提出することができる。委員会はこれを認定品・認定ロゴ事業の PR 目的で活用することができる。

第 13 条 （費用負担）

認定ロゴの使用申請及び使用承認並びに取扱店掲載に係る手数料は、無料とする。

- 2 認定ロゴを使用するために必要な印刷、製作、デザイン等の費用は、使用者が負担するものとする。
- 3 委員会が販売する認定ロゴ関連物品（ステッカー等）の購入費用は、別に定める販売要項によるものとする。

第 14 条 （免責）

認定ロゴの使用又は取扱店掲載に起因して使用者又は第三者に生じた損害について、委員会及び鶴岡市は、その責めを負わない。

- 2 使用者が認定ロゴを使用して行う事業活動、商品の品質、サービスの内容等について、委員会及び鶴岡市は何ら保証するものではない。

第 15 条 （無断使用への対応）

委員会委員長は、認定ロゴが無断で使用され、又は虚偽の表示に用いられていることを認めたときは、当該使用者に対し使用の中止を求めるほか、必要に応じて関係機関への通報、公表その他の措置を講じることができる。

第 16 条 （雑則）

この要綱に定めるもののほか、認定ロゴの使用管理及び取扱店掲載に関し必要な事項は、委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

■ 別に定める様式

様式番号	名称	関連条文
様式第 1 号	取扱店掲載・認定ロゴ使用申請書	第 5 条・第 6 条の 2
様式第 2 号	認定ロゴ使用承認通知書	第 6 条
様式第 3 号	取扱店掲載承認通知書	第 6 条の 2
様式第 4 号	認定ロゴ使用変更承認申請書	第 9 条
様式第 5 号	認定ロゴ使用継続確認書	第 11 条
様式第 6 号	認定ロゴ使用承認取消通知書	第 10 条

鶴岡遺産推進委員会

事務局：鶴岡商工会議所